

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国において、森林・林業施策の一層の推進のために、森林整備加速化・林業再生事業の実施期間が延長されたことに伴い、間伐等による森林整備の加速化および間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るための事業を平成28年度および平成29年度においても引き続き実施するため、滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年滋賀県条例第56号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成30年12月31日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成30年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>